

天理市公告第 5 号

下記地区において地域計画が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地区の地域計画案を次により縦覧に供する。

利害関係人は、令和 7 年 3 月 12 日までに、当該地区の地域計画案について、市に意見を提出することができる。

令和 7 年 2 月 26 日

天理市長 並 河 健

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下山田地区

2. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 令和 7 年 2 月 26 日(公告年月日)

至 令和 7 年 3 月 12 日(公告年月日の翌日から起算して 14 日目)

3. 農用地利用計画の案の縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町 605 番地